

京都市立病院整備運営事業
「入札説明書」に関する質問

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	8	3	4					参加資格に関する事項	主要協力企業が担当する業務のうち医療事務業務とは、その他病院運営業務の医療事務業務であり、診療情報管理業務や医療支援業務などは別業務であり、含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	8	3	4					全体マネジメント業務を主導的に行う者	「主導的」の明確な定義等はございますでしょうか。	「主導的に行う者」とは、全体マネジメント業務を実施するに当たり、中心となって他の事業者を指導する役割を担う者を指します。受託金額が最も大きい者のほか、入札参加グループ内での役割分担などを総合的に判断し、主導的に行う者であると客観的に認められる者をいいます。
3	8	3	4					代表者	代表者が「全体マネジメント業務」を主導的に行う必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	9	3	4	1	ウ			経営コンサルティングの実績	当該実績の内容や受託金額等は、特に問われないとの理解でよろしいでしょうか。	経営コンサルティング業務であると客観的に認められる業務実績があれば、内容や受託金額は問いません。
5	10	3	4	1	カ	ア	d	工事監理業務	実施方針の質疑では、「設計施工分離を前提としている」とのことでしたが、入札説明書では、この質疑を受け「設計・工事監理は建設業者と異なること」が、「工事監理は建設業者と異なること」に変更されております。この意図は、「設計施工でも良い」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	10	3	4	1	カ	イ	c	建設業務に当たる者の要件	(a)と(b)の要件は、両方とも満たす要件ですか？それとも、いずれかを満たす要件でしょうか？	両方とも満たすべき要件です。
7	14	3	5	3	ウ			質問回答公表日	質問回答は平成21年3月31日までに公表とありますが、準備を前倒しで行いたいため、参加資格確認に関する質問回答は早い段階での公表をお願いできませんでしょうか。	入札参加資格確認に関する質問回答は、早い段階で公表することとしました。
8	14							添付書類	参加資格に関する添付書類で、一般競争入札の入札参加資格があることの証明書に写しとありますが、工事については、入札参加資格審査結果通知書の写し(はがき)でよろしいでしょうか。通知書の写しでダメならどのような証明書か教えていただけないでしょうか。	入札参加資格審査結果通知書の写しで結構です。なお、同通知書がお手元でない場合は、本市で確認することも可能ですので、京都市理財局財務部調度課に御相談ください。
9	15	3	5	6				入札参加資格確認審査結果の通知	「資格確認の結果を、京都市立病院ホームページなどを通じて公表する」とありますが、この場合、公表されるのは代表企業のみでしょうか？構成員や主要協力企業等も公表されるのでしょうか？	代表企業のほか、構成員については、京都市立病院ホームページにおいて公表することとします。ただし、市会での審議を行う上で必要とされる場合などにおいては、公表する対象を拡大することがあります。
10	15	3	5	6				入札参加資格確認審査結果の公表	病院ホームページなどを通じて公表されるとのことですが、代表企業・構成員・主要協力企業が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.9を御参照ください。
11	15	3	5	6				入札参加資格があると認めた者への通知	入札参加資格があると認めた者が複数でない場合の通知はどのようにされるのでしょうか。	入札参加資格があると認めた者が複数でない場合は、入札参加者の代表者に対して、一般競争入札参加資格確認通知書により通知しますが、入札予定価格の通知は行いません。
12	18	3	5	10	イ	キ		一般競争入札参加資格確認通知書の提示	一般競争入札参加資格確認通知書は写しの提示でも可能でしょうか。	写しの提示でも可能です。